

介護老人福祉施設 なみき

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(草津市指定 第2590600108号)

当施設はご入居者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退居して頂く場合（契約の終了について）	7
7. 残置物引取人	8
8. 苦情の受付について	8
9. 事故発生時の対応について	8
10. 個人情報の取り扱いについて	9
別紙 利用料金表および加算説明	

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 みのり
- (2) 法人所在地 滋賀県草津市上笠一丁目1番22号
- (3) 電話番号 077-563-0030
- (4) 代表者氏名 理事長 奈良 譽夫
- (5) 設立年月 昭和52年 3月30日

2. ご利用施設

- (1) **施設の種類** 指定地域密着型介護老人福祉施設・平成23年5月1日指定
草津市2590600108号
- (2) **施設の目的** 地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法の規定にもとづき、要介護状態等にある高齢者に対し、可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、ご入居者の心身の機能維持並びにご入居者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (3) **施設の名称** 地域密着型介護老人福祉施設なみき
- (4) **施設の所在地** 滋賀県草津市上笠一丁目1番-16号
- (5) **電話番号** 077-563-6600
- (6) **施設長（管理者）氏名** 小澤 直子
- (7) **当施設の運営理念及びスローガン**
「自然な暮らしの継続」の理念に基づき、ともに感動・ともに感謝をスローガンとして、地域の中で生活されるご入居者と、そこに寄り添うご家族・職員がさまざまな場面で感じる「感動力」が一緒になったときに「感謝」の念を持って一緒に「幸せを」追求することができるものとします。
- (8) **開設年月** 平成23年 5月 1日
- (9) **入所定員** 29人
- (10) **開設日** 年中無休

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所は、地域密着型介護老人福祉施設として、ユニット型の生活単位を構成しております。したがってユニットに食堂・機能回復訓練室・浴室を配置しています。利用される居室は、全て個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	29	洋室部屋
食堂・居間	4	
浴室	2	
医務室	1	

※上記は、草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例により、地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する

場合があります。その際には、ご入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。
 ☆居室に関する特記事項

※トイレは居室外になります（ユニット内において洋式トイレ・3箇所以上設置しています。）尚、各居室に洗面台が設置されております。

※居室に関して、故意による破損が生じた場合、修復して頂く場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者（兼務）	1名	1名
2. 介護支援専門員（兼務）	1名	1名
3. 医師（非常勤）	1名	1名
4. 生活相談員	1名	1名
5. 看護職員	2名	1名
6. 機能訓練指導員（兼務）	1名	1名
7. 管理栄養士	1名	1名
8. 介護職員	20名	9名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者 管理栄養士 生活相談員 介護支援専門員	8：30～17：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出： 7：00～16：00 2名 日勤： 8：30～17：30 0～1名 遅出： 11：30～20：30 2名 準夜： 13：00～22：00 2名 早出： 7：00～13：00 2名 深夜： 22：00～09：00 2名
3. 看護職員	8：30～17：30 10：00～19：00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き 7 割または 8 割または 9 割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

(食事時間)・・・下記時間帯は目安とし、入居者の生活リズムを考慮します。

朝食：7：30～9：30 昼食：12：00～14：00

夕食：18：00～20：00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上は行います。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥口腔ケア

- ・食後に口腔機能疾患予防、誤嚥性肺炎予防などQOL向上のため実施します。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

別紙の料金表によって、ご入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（食事代・居住費・医療費・散髪代・その他）の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご入居者の要介護度に応じて異なります。）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居者の負担

額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご入居者の負担となります。(別紙一覧参照)

<サービスの概要と利用料金>

①食費 (材料費・調理費含む)

②特別な食事

③居室料 当施設は全室個室であり居室料を徴収させていただきます。

④その他実費料金

*サービス利用における自己負担額：初期加算は含んでおりません。

⑤理髪・美容

[理髪サービス]

理容師の出張による理髪サービス (調髪、顔剃、洗髪) をご利用頂けます。

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービス (調髪、パーマ、洗髪)

・利用料金：要した費用の実費

⑥貴重品の管理

原則として、金銭、貴重品管理はいたしません。ご家族、身元引受人等で管理することができない相当の理由が認められる場合は、別に定める社会福祉法人みのり預り金規程により管理します。

⑦レクリエーション活動

ご入居者の希望によりレクリエーション活動に参加して頂くことができます。

利用料金：内容によっては、材料代等の実費をいただく場合もあります。

⑧複写物の交付

ご入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑨文書料

ご入居者は、入居証明書などの文書を申し出た場合、文書料として利用料をご負担いただきます。

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用でご入居者に負担頂くことが適当であるものにかかる実費を負担頂く場合もあります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

⑪おやつ代

おやつ代は実費相当分を頂きます

⑫とろみ剤

とろみ剤が必要な方は、個人購入となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 滋賀銀行 草津支店 普通預金 210177 名義：社会福祉法人 <small>シヤカイフクシキョウシツン</small> みのり 理事長 <small>リシチョウリ</small> 奈良譽夫 <small>ナラヨシオ</small>
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫・労働金庫 および 郵便局

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	淡海医療センター 所在地 滋賀県草津市矢橋町 1660
医療機関の名称	滋賀県立総合病院 所在地 滋賀県守山市守山 5-4-30
歯科医療機関の名称	しもがさ ベリー歯科クリニック 所在地 滋賀県草津市下笠 75-7

(5) 看取りケア (ターミナルケア) について

当施設では、ご入居者の希望により、別に定める「看取りケアに関する指針」に基づき看取りケアを行います。看取りケア計画を定め、ご入居者やご家族の同意に基づき、ご入居者個々に応じた対応を行います。

(6) 身体拘束廃止について

当施設では、介護保険法指定施設運営に基準に基づきご入居者または他のご入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き身体拘束その他ご入居者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行うことはいたしません。また、身体拘束等行う場合は、その態様及び時間、その際のご入居者の心身の状況ならびに緊急やむをえない理由を記録するとともに、ご家族への同意を得ます。

6. 施設を退居していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入居者に退居していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立又は要支援・要介護1・2と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご入居者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の利用者がご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居して頂くことがあります。

- ① ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご入居者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご入居者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

ご入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金（別紙）をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。
但し、入院期間中であっても、居住費については、ご負担頂きます。
負担限度額認定を受けておられる方は、入院7日より居住費が全額負担となります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

※入院中は月6日を限度として「外泊時加算」が算定されます（但し、入院日と施設に戻られた日に関しては、通常の施設サービス費を頂く事になります。）

「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、ご入院された翌日から6日間は、居住費が減免対象となりますが、7日目以降は居住費の減免はございませんので、入院時居住費として通常の居住費（別紙）をご負担いただきます。

(3) 円滑な退居のための援助

ご入居者が当施設を退居する場合には、ご入居者の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人

入居契約が終了した後、当施設に残されたご入居者の所持品(残置物)をご入居者自身引き取れない場合に備えて、「身元引受人」を定めていただきます。(契約書第21条参照)
当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご入居者又は身元引受人にご負担頂きます。

※入居契約締結時に身元引受人が定められない場合であっても、入居契約を締結すること

は可能です。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 施設長 小澤 直子

○苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 橋本 千春

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

草津市役所 介護保険課担当	所在地 〒525-8588 滋賀県草津市草津3丁目13番30号 電話番号 (077) 561-2369
滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 〒520-0044 滋賀県大津市京町4丁目3番28号 電話番号 (077) 522-0065

9. 事故発生時の対応

事業者は、ご入居者に対する施設サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに代理人及び身元保証人ならびに草津市及び滋賀県担当部局へ連絡を行うものとします。また、事故の要因など分析により施設側による重大な過失によって発生した事故については、損害賠償も含め必要な手続きを行うものとします。また、事故の状況や内容、手続きについては記録を行うものとし、再発防止に努めるものとします。

10. 個人情報の取り扱いについて

ご入居者等から頂いた個人情報については、個人情報保護規定に基づき、その取り扱いおよび保管法については細心の注意を払うものとします。また、個人情報については、以下の場合を除き第三者への提供または開示は行いません。

- (1) ご入居者および代理人等の同意があった場合
- (2) 法令に基づき公機関から開示請求があった場合

